

事務連絡
令和8年4月13日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

燃料価格高騰時における内航海運業の価格転嫁の徹底について【協力要請】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、国土交通省、中小企業庁及び公正取引委員会から、燃料価格高騰時における内航海運業の価格転嫁の徹底について別添のとおり協力要請がありましたので、お知らせします。

国 海 内 第 8 号
20260407中庁第13号
公 取 企 第 6 0 号
令 和 8 年 4 月 9 日

内航輸送を利用される荷主の皆様へ

国 土 交 通 省 海 事 局 長
(公印省略)
中 小 企 業 庁 事 業 環 境 部 長
(公印省略)
公 正 取 引 委 員 会 事 務 総 局
官 房 審 議 官 (取 引 適 正 化 担 当)
(公印省略)

燃料価格高騰時における内航海運業の価格転嫁の徹底について（要請）

内航海運業における取引適正化及び価格転嫁の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢を受け、内航海運業者が使用する重油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社が重油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの重油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、内航海運業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

政府においては、燃料油価格の緊急的激変緩和措置を講じ、燃料価格の高騰を抑制するとともに、石油備蓄を放出することで、国内における燃料油の供給安定化を図っているところですが、我が国の国民生活や経済活動を支える社会インフラである物流を支える内航海運業者が安定的に事業を継続するためには、運賃等の交渉・運賃等の改定の促進や燃料サーチャージ制度の導入などにより、今般の燃料価格の変動分も含め、荷主等に対する構造的な価格転嫁を実現することが不可欠です。

またその際、本年1月より、新たに、発荷主の内航運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指

針)) に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、3月27日付けで経済産業大臣、公正取引委員会委員長、国土交通大臣を含む各省庁事業所管大臣の連名で、中小受託事業者に対する価格転嫁等に関する配慮要請を、関係事業者団体代表者あてに発出したところですが、特に、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念される内航海運業者の窮状について、主として発注者である荷主等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも、下記事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運送受託者（内航運送をする事業者等）との適切な協議による価格決定について

今般の燃料価格の高騰を受けて、燃料価格上昇分の運賃等への反映のため、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあったにもかかわらず、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに運賃等を据え置くことや、内航海運業者が運賃等の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で相手方に回答することなく、従来どおりに運賃等を据え置くことは、独占禁止法や取適法に違反するおそれがあることにご留意ください。

その上で、現下の状況を踏まえ、燃料価格等が上昇した場合には、荷主等の皆様におかれては、予め定めた運賃改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、物価等の価格変動が反映されている公表資料を基礎とした、燃料サーチャージ制の導入を含めた運賃等の変更についての協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、運賃等が決定されるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」（令和元年9月）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃等として設定する制度として定めているほか、令和8年3月に公表した内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」では、契約期間中の燃料油単価等の価格変動を調整するためにサーチャージを設定することが有効であるとしています。

このような趣旨も踏まえ、荷主企業におかれては、内航運送を依頼する内航海運業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入することについて十分に御理解いただき、燃料価格の変動を適切に運賃等に反映する取組を進めていただくよう要請いたします。

また具体的には、やむを得ず燃料の購入先を切り替えた結果として燃料の購入単価が上昇した場合など、2月28日からの現下の中東情勢の悪化前における燃料価格か

らの価格上昇を含め、実際の燃料費負担が増加した客観的事実がある場合には、当該燃料費の上昇分をご負担いただくようご配慮をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ・（国土交通省）内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/common/001312217.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001989611.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（第3版）
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001989610.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」の策定・公表
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000110.html
- ・（中小企業庁）受託適正取引等の推進のためのガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ・（内閣官房・公正取引委員会）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・（公正取引委員会）令和8年1月1日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitp_atrol_leaflet.pdf
- ・（公正取引委員会）中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は取適法へ
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- ・（中小企業庁）価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>